単　位　事　務　名

勤　勉　手　当

〈コード〉０３１５

項　目	処　理　方　法
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例第19条の２】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員勤勉手当支給条例　【昭和28年３月31日条例12号】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　【昭和44年５月21日規則50号】 鹿児島県学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則　【平成２年12月26日規則15号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例　【第５条の３第２項】

項　目	処　理　方　法
支給対象	1　基準日（６月１日及び12月１日）に在職する職員及び基準日前１カ月以内に退職又は死亡した職員であって，期末手当の支給対象者のうち以下のものを除く。 （※フルタイム勤務の再任用職員を含む） (1)　休職者（公務上傷病及び特例法第14条による休職を除く） (2)　育児休業者のうち全期間（６箇月）勤務していない者
支給額及び支給日	1　支給額の計算は下記のとおり

基準日	６月１日	12月１日
支給日	６月30日	12月10日
支給額	勤勉手当基礎額×（勤務期間による支給割合×勤務成績による支給割合）	

ただし，支給日が週休日にあたるときは，それぞれの日前においてその日に最も近い週休日でない日

2　勤勉手当基礎額

給料月額＋教職調整額＋給料の調整額＋加算額

①　②　③　④

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>勤　務　期　間</td><td>

3　勤務期間による支給割合

基準日前６カ月の期間における職員の勤務期間に応じて次表のとおり。

<table>
<tr><th>勤　務　期　間</th><th>支　給　割　合</th></tr>
<tr><td>６月</td><td>１００分の１００</td></tr>
<tr><td>５月１５日以上　６月未満</td><td>１００分の　９５</td></tr>
<tr><td>５月以上　　５月１５日未満</td><td>１００分の　９０</td></tr>
<tr><td>４月１５日以上　５月未満</td><td>１００分の　８０</td></tr>
<tr><td>４月以上　　４月１５日未満</td><td>１００分の　７０</td></tr>
<tr><td>３月１５日以上　４月未満</td><td>１００分の　６０</td></tr>
<tr><td>３月以上　　３月１５日未満</td><td>１００分の　５０</td></tr>
<tr><td>２月１５日以上　３月未満</td><td>１００分の　４０</td></tr>
<tr><td>２月以上　　２月１５日未満</td><td>１００分の　３０</td></tr>
<tr><td>１月１５日以上　２月未満</td><td>１００分の　２０</td></tr>
<tr><td>１月以上　　１月１５日未満</td><td>１００分の　１５</td></tr>
<tr><td>１５日以上　　１月未満</td><td>１００分の　１０</td></tr>
<tr><td>１５日未満</td><td>１００分の　　５</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
</table>

4　勤務成績による支給割合（平成29年4月～　標準の成績率）

０．８８５（再任用職員は０．４１７５）

1　勤務期間の計算

(1)　除算する期間

ア　専従休職期間

イ　休職期間（公務上傷病及び特例法第14条による休職期間をのぞく）

ウ　停職期間

エ　育児休業期間

オ　自己啓発等休業期間

カ　育児短時間勤務期間（当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間）

キ　給与条例第14条の規定により，給与を減ぜられた期間（期間の和が１日に満たない場合は，切り捨てる。）

ク　介護休暇期間（その期間が30日以内の場合を除く。）

ケ　部分休業期間（その期間が30日以内の場合を除く。）

コ　基準日以前６カ月の全期間にわたって，勤務した日がない場合には，前各号の規定にかかわらず，その全期間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く）

(2)　$\frac{1}{2}$除算する期間

ア　病気（療養）休暇　（公務上傷病によるもの及び30日以内の場合は除く）

(3)　その他

期間計算については，期末手当の例による。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>

2　休職者の事例

<table>
<tr><th></th><th>基準日以前６カ月のすべての期間が該当する場合</th><th>基準日現在で該当する場合</th><th>基準日前６ヶ月間に含まれる場合</th></tr>
<tr><td>公務上の休職
休暇
（通勤災害を含む）</td><td>全額支給</td><td>全額支給</td><td>全額支給</td></tr>
<tr><td>特例法の結核休職</td><td>支給しない</td><td>期間の $\frac{1}{2}$ 除算</td><td>期間の $\frac{1}{2}$ 除算</td></tr>
<tr><td>普通休職</td><td>支給しない</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>無給休職</td><td>支給しない</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>病気（療養）休暇（３０日以内のものは除く）</td><td>支給しない</td><td>期間の $\frac{1}{2}$ 除算</td><td>期間の $\frac{1}{2}$ 除算</td></tr>
<tr><td>長期研修（６カ月以上）</td><td>支給しない</td><td>全額支給</td><td>全額支給</td></tr>
<tr><td>専従休職</td><td>支給しない</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>支給しない</td><td>全期間　支給しない
それ以外　支給する</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>部分休業</td><td>――――――</td><td>――――――</td><td>３０日を超えた場合期間除算</td></tr>
<tr><td>家族看護欠勤</td><td>支給しない</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>停職</td><td>支給しない</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>介護休暇（３０日以内のものは除く）</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>自己啓発等休業</td><td>支給しない</td><td>期間除算</td><td>期間除算</td></tr>
<tr><td>育児短時間勤務</td><td>当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間除算</td><td>当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間除算</td><td>当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間除算</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>例外計算基礎資料の報告</td><td>

「期末勤勉手当例外計算基礎資料報告書」を毎支給期前に教職員課長（県立学校人事管理係）に提出する。

提出時期

６月支給分　　５月下旬

12月支給分　　10月中旬

</td></tr>
</table>

期末・勤勉手当例外計算基礎資料報者書作成についての事例

事務主事Ａ ○年５月１０日～○年７月７日 まで病休	事務主事ａ	事務主事Ａの病休の期間運営支障として採用 （退職日が基準日（○．１２．１）前１月以内でないので報告の必要なし
教　　諭Ｂ ○年４月１１日～○年７月９日 まで病休 ○年７月１０日～○年６月９日 まで結核休職	教　　諭ｂ	教諭Ｂの病休の期間運営支障，結核休職の期間（○年７月１０日～△年３月３１日まで）結核休職代替として採用（基準日（○年１２月１日）以前６月の全期間在職しているので報告の必要なし）
養護教諭Ｃ ○年１月９日～○年４月７日 まで病休 ○年４月８日～○年８月３１日 まで普通休職（有給） ○年９月１日復職	養護教諭ｃ	養護教諭Ｃの病休の期間運営支障，普通休職の期間（○年４月８日～○年８月３１日まで）普通休職代替として採用 （退職日が基準日（○．１２．１）前１月以内でないので報告の必要なし）
教　　諭Ｄ ○年４月１日～○年１１月３０日 まで育児休業 ○年１２月１日復職	講　　師ｄ	教諭Ｄの育児休業の期間，育休代替として採用
教　　諭Ｅ ○年４月１５日～○年３月３１日 まで長期研修	教　　諭ｅ	教諭Ｅの長期研修の期間，長期代替として採用 （基準日（１２月１日）以前６月の全期間在職しているので報告の必要なし）
教　　諭Ｆ ○年９月１日～○年７月３１日 まで育児休業	講　　師ｆ	教諭Ｆの育児休業の期間，育休代替として採用
教　　諭Ｇ ○年５月１５日～○年１１月１４日 まで普通休職（無給）のまま死亡	教　　諭ｇ	教諭Ｇの普通休職の期間 （○年４月７日～○年９月３０日） （○年１０月１日～○年１１月１４日） 普通休職代替，○年１１月１６日～△年３月３１日まで欠員補充として採用
教　　諭Ｈ ○年８月１日～○年９月１０日 まで介護休暇		

平成○年１２月支給期末・勤勉手当例外計算基礎資料報告書

（学校番号：○○）

平成○年１１月○○日作成

学校名・電算番号

事務長　○ ○ ○ ○　㊞

作成者　△ △ △ △　㊞

○○高等学校

○○○○○○

職名		事務主事	教諭	養護教諭	教諭	備考
氏名		A	B	C	D	
職員番号		○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	
1　病気休暇	期間 日数	○．５．１０ ～ ○．７．７ ５９日	○．４．１１ ～ ○．７．９ ９０日	○．１．９ ～ ○．４．７ ９０日		
2①普通休職 ②基準日前の ・無給休職・起訴休職・停職 ・大学院修学休業・自己啓発等休業 ・専従休職・育児休業 ・育児短時間勤務　・無給休暇	期間			○．４．８ ～ ○．８．３１ 普通休職	○．４．１ ～ ○．１１．３０ 育児休業	
3①結核休暇 ②公務災害療養 休暇	期間		○．７．１０ ～ △．６．９ 結核休職			
4　産前産後休暇	期間					
5①育児休業 ②育児短時間勤務	期間					
6　長期研修	期間					
7　家族看護欠勤 及び 欠勤	期間					
8①介護休暇 ②介護時間 ③部分休業	期間 日数					
9①新規採用 ②期付採用 （欠員補充並びに病休，休職，産育休，長研及び運営支障による代替） ③再任用職員	期 間					
10 ９の採用前に公立学校等に勤務していたことのある場合は，その期間及び所属名	期間 所属					
11 基準日1か月以内の退職又は死亡 （ただし12の場合を除く）	該当 年月 日					
12　基準日1か月以内の ①　失職又は懲戒免職 ②2の②の期間中の退職又は死亡	該当 年月 日					
13　基準日現在の ・無給休職・起訴休職・停職 ・専従休職・大学院修学休業 ・自己啓発等休業・無給休暇	期 間					
割合　期末		１００／１００	１００／１００	６０／１００	６０／１００	
割合　勤勉		９０／１００	０／１００	５０／１００	５／１００	

平成○年１２月支給期末・勤勉手当例外計算基礎資料報告書

（学校番号：○○）

平成○年１１月○○日作成

学校名・電算番号

事務長　○ ○ ○ ○　㊞

作成者　△ △ △ △　㊞

○○高等学校

○○○○○○

職名		講師	教諭	教諭	講師	備考
氏名		d	E	F	f	
職員番号		○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	
1　病気休暇	期間 日数					
2①普通休職 ②基準日前の ・無給休職・起訴休職・停職 ・大学院修学休業・自己啓発等休業 ・専従休職・育児休業 ・育児短時間勤務　・無給休暇	期間					
3①結核休暇 ②公務災害療養休暇	期間					
4　産前産後休暇	期間			○．５．２１ ～ ○．８．３１		
5①育児休業 ②育児短時間勤務	期間			①育児休業 ○．９．１ ～ △．７．３１		
6　長期研修	期間		○．４．１５ ～ △．３．３１			
7　家族看護欠勤及び欠勤	期間					
8①介護休暇 ②介護時間 ③部分休業	期間 日数					
9①新規採用 ②期付採用 （欠員補充並びに病休，休職，産育休，長研及び運営支障による代替） ③再任用職員	期間	○．４．１ ～ ○．１１．３０ 育児代替			○．５．２１ ～ △．７．３１ 産育休による代替	
10 ９の採用前に公立学校等に勤務していたことのある場合は，その期間及び所属名	期間 所属					
11 基準日1か月以内の退職又は死亡 （ただし12の場合を除く）	該当年月日					
12　基準日1か月以内の ① 失職又は懲戒免職 ② 2の②の期間中の退職又は死亡	該当年月日					
13　基準日現在の ・無給休職・起訴休職・停職 ・専従休職・大学院修学休業 ・自己啓発等休業・無給休職	期間					
割合　期末		８０／１００	１００／１００	６０／１００	１００／１００	
割合　勤勉		９５／１００	０／１００	０／１００	１００／１００	

平成○年１２月支給期末・勤勉手当例外計算基礎資料報告書

（学校番号：○○）

平成○年１１月○○日作成

学校名・電算番号

事務長　○ ○ ○ ○　㊞

作成者　△ △ △ △　㊞

学校名・電算番号
○○高等学校
○○○○○○

職名		教諭	教諭	教諭		備考
氏名		G	g	H		
職員番号		○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○		
1　病気休暇	期間 日数					
2①普通休職 ②基準日前の ・無給休職・起訴休職・停職 ・大学院修学休業・自己啓発等休業 ・専従休職・育児休業 ・育児短時間勤務　・無給休暇	期間					
3①結核休暇 ②公務災害療養 休暇	期間					
4　産前産後休暇	期間					
5①育児休業 ②育児短時間勤務	期間					
6　長期研修	期間					
7　家族看護欠勤 及び 欠勤	期間					
8①介護休暇 ②介護時間 ③部分休業	期間 日数			①介護休暇 ○．８．１ ～ ○．９．１０		
9①新規採用 ②期付採用 （欠員補充並びに病休，休職，産育休，長研及び運営支障による代替） ③再任用職員	期間		○．１１．１６ ～ △．３．３１ 欠員補充			
10 ９の採用前に公立学校等に勤務していたことのある場合は，その期間及び所属名	期間 所属		○．４．７ ～ ○．１１．１４ ○○高等学校			
11 基準日1か月以内の退職又は死亡 （ただし12の場合を除く）	該当 年月 日					
12　基準日1か月以内の ①　失職又は懲戒免職 ②2の②の期間中の退職又は死亡	該当 年月 日	○．１１．１４ 死　亡				
13　基準日現在の ・無給休職・起訴休職・停職 ・専従休職・大学院修学休業 ・自己啓発等休業・無給休職	期間					
割合　期末		0/100	80/100	100/100	/100	
割合　勤勉		0/100	95/100	95/100	/100	